

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成21年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達件名及び予定数量

平成21年度鳥取県防災行政無線保守業務 一式
(業務の内訳とその予定数量)

ア 定期点検	1回
イ 故障修理(衛星通信系)	10回
ウ 故障修理(地上幹線系)	20回
エ 故障修理(衛星端末電源系)	10回
オ 故障修理(地上端末・移動・電源系)	10回
カ 故障修理(軽故障)	40回

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

契約締結日から平成22年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、電子入札書を入力し、又は入札書に記載する金額は、(1)のアからカに掲げるそれぞれの業務1件当たりの単価（以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、電子入札書を入力され、又は入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価にそれぞれの業務回数を乗じて得た額の合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入力し、又は記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年2月27日（金）から同年4月15日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成21年2月27日（金）から同年4月15日（水）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成18年鳥取県告示第841号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他設備保守管理に登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資

格審査の申請書類を平成21年3月6日（金）午後5時までに4の（3）の場所に提出すること。

（5） この公告に示した役務に関する連絡及び調整について速やかに対応できる者であること。

（6） 電波法（昭和25年法律第131号）第24条の2第1項の登録を受けた者であること。

3 契約担当部局

鳥取県防災局防災チーム

4 入札手続等

（1） 入札に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

（2） 委託業務の仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県防災局防災チーム

電話 0857-26-7789

（3） 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4） 入札説明書等の交付方法

入札説明書は、平成21年2月27日（金）から同年3月13日（金）までの間にインターネットのホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=40454>）から入手すること。ただし、これによりがたい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成21年2月27日（金）から同年3月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5） 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、（1）の場所に送付すること。

（6） 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成21年4月8日（水）午前11時から同月15日（水）正午まで（ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月14日（火）午後5時までとする。）

イ 開札日時

平成21年4月15日（水）午後1時

ウ 場所

（1）に同じ。

5 入札参加者に要求される事項

（1） 入札

ア 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

イ 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封し

て提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成21年3月13日(金)正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者には、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等によりすべての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に、期限内に提出することを認める。

イ 紙入札を希望する者には、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(5)の業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額の合計額(以下「業務見込額」という。)に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として業務見込額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時刻

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で業務見込額の最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札における電子入札に参加するためには、5の(2)の書類を提出するときに電子証明書が必要となること。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ この公告に示した業務に係る平成21年度の予算が成立しなかったときは、入札を行わない。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: 2009 Maintenance and upkeep of Tottori Disaster prevention administration radio, 1 Set

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: Noon, 13, March, 2009

(3) Time-limit for submission of tenders: Noon, 15, April, 2009

(4) Time-limit for submission of tenders by registered mail: 5:00PM, 14, April, 2009

(5) Contact Point for the notice: Disaster Prevention Bureau Disaster Prevention Staff 1-271

Higashi-machi, Tottori-shi 680-8570 Japan,

TEL 0857-26-7789